

随意契約に付する理由書

工 事 名：旧大阪府立公衆衛生研究所他敷地塀設置工事

本工事は、大阪健康安全基盤研究所森ノ宮センター閉鎖に伴い、旧環境科学センターを含めた敷地全体（以下「当該敷地」という。）の安全対策として仮囲い等を設置するものです。

現在、当該敷地の北東側に隣接して「旧大阪府立成人病センター病院棟他第1期撤去工事」（以下「当該工事」という。）を施工中ですが、当該敷地の仮囲い設置に際し、旧成人病センターに接する部分については、（ア）当該工事と密接に関連する付帯的な工事であるとともに、当該工事で保管している既存仮囲い材料の一部（地元の子供たちによる描画を実施）を今回の工事で活用するため、（イ）当該施行中の者に施行させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえ有利と認められる工事であることから、当該工事の請負者以外の施工となれば工程調整等が困難な状況となります。

そのため、本工事においては、下記の当該工事受注者へ発注することにより工程調整等が円滑に行えるとともに、工期短縮及び経費の節減が図れます。

以上のことから、当該工事の受注者である鴻池組・大鉄工業共同企業体より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、特定の
者でなければ履行できないものとして、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第
2項第1号により省略するものとします。

記

工事名称：旧公衆衛生研究所他敷地塀設置工事

受注者：鴻池組・大鉄工業共同企業体